# 多賀城市八幡保育所





## 施設情報

#### 施設の写真





食育活動

こいのぼり クッキー づくり

ナスが できた よ

保育所周辺には自然がいっぱい 冬には白鳥もくるよ!

~ 散歩 ~





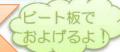






多賀モリ体操

















ハロウィンパーティー

#### 施設の概要

住所	多賀城市八幡二丁目3-13
お越しの際の目標物	八幡公民館から徒歩3分。砂押川沿い。
電話	022-367-5200
入所定員	90名
建築年、建物構造、面積	昭和54年/木造平屋建/618.03㎡
園庭面積、遊具	975㎡/コンビネーション遊具、砂場、鉄棒
保護者駐車場	4台分あり
災害時一時避難場所	八幡公民館
設置•運営主体	多賀城市(公設公営)
その他	広い園庭・ホール・ほふく室で、のびのび遊べます。 駅や図書館に近く、砂押川沿いの散歩も楽しみです。

# 保育目標(こんなこどもに育てたい)

元気で、明るく、心豊かな子ども 1.元気な子ども 2.いきいきと遊ぶ子ども 3.豊かな心を持った子ども



## 保育の特徴(こんな保育をしています)

戸外遊びや散歩をのびのびとし、年齢に合わせた運動遊びも積極的に楽しみ、子どもたちの体と 心を育てることに取り組んでいます。また、園庭の畑では野菜作りをし、観察したり育てたり、収 穫の喜び、食への関心につながっています。

異年齢交流もあり、大きい子を見て学んだり、小さい子に優しく接したりしています。地域のお 年寄りの方との交流では、ふれあいの中から優しさや思いやりの気持ちをはぐくんでいます。

#### 保育サービスの内容

#### 保育の内容など

項目	内容
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時15分~18時15分
保育短時間設定	9時~17時
休所日	日曜日、祝日、年末年始
登園自粛協力日	なし
受入可能月齡	生後3か月から
給食	自園調理
	調乳、離乳食対応あり(3歳以上児童は、白ごはん持参です。)
アレルギー対応	代替食対応可能(可能な限り対応します。)
主な行事	誕生会、遠足、個別懇談、保育参観、七夕会、運動会、
	おゆうぎ会、豆まき、ひなまつり会など

地域交流	地域の子育で中の親子、高齢者との触れあい
保護者会	あり。年額 9,000円(布団乾燥込み) 総会;年1回程度。
実費徴収金	延長保育料(月額):標準時間2,000円/短時間1,100円
	副食費(月額):4,500円(3歳以上児童)
連携施設	- (地域型保育事業所のみ記載)

<sup>※</sup>主な行事のうち、網掛けのものについては、保護者参加の行事です。

#### その他子育て支援サービスの内容

種類	実施有無	内容	
延長保育	0	時間:18時15分~19時(土曜日なし) 対象年齢:0歳児から(0歳児は要相談) 定員:20名程度	
障害児等受入れ体制	0	受入れ体制あり(お子さんの状況により要相談)	
地域子育て支援	0	主な取組:子育て相談(非在園児対象)	

<sup>※</sup>障害児等とは、<u>比較的障害や発達の遅れの程度が軽く、集団保育が可能なお子さんが対象</u>です。障害児等への保育については、入所案内に詳細がありますので、該当する可能性がある場合には、必ずご覧ください。

#### 園からのメッセージ

子どもの気持ちに寄り添いながら保育を進め、安心して過ごせるように、また一人ひとりの発達に合わせた保育と環境づくりに配慮しています。保育所生活を楽しみながら、友だち関係を広げ、思いやりや意欲が育つように日々取り組んでいます。保護者の方々と年2回の個別面談を通し、子どもの成長を共に喜び、子育ては「楽しい」と感じてもらえるように支援していきたいと思っています。地域の親子の方が来所する「保育所であそぼう」では、保育所ならではの楽しい体験をしていただき、子育てについての相談、情報交換などを行っております。

どうぞ保育所に遊びに来てください。



今日、ママは 先生ですよ。 よろしくね! お昼寝タイム

# 令和7年度

# 八幡保育所 **重要事項説明書**



多賀城市



# 多賀城市公立保育所運営方針



多賀城市は「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に構成し、これを受け公立保育所では、同プランの基本理念に基づき「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」及び「家庭教育の重要性」を重視し、取組んでいくこととします。

子どもにとって保育所は、生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達の基礎を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場であることから、家庭や地域社会と連携を図りながら安定した環境の中で子どもが主体的に活動できるよう、養護と教育を一体的に展開し、子どもの心身の健やかな発達に資するための保育を実践します。

また、子どもに関わる施設や関係機関とネットワークを構築し、地域の 子育て支援の拠点として保護者と地域の子育て家庭に対し、養育力向上に 結びつく支援をしていきます。

さらに、職員を育成し保育の質的向上を図るとともに、多賀城市全体の保育の牽引役として社会的責任を果たします。

# 多賀城市保育所保育目標

# 元気な子ども

・健康な体・情緒が安定している・生活リズムや基本的生活習慣が整っている

## いきいきと遊ぶ子ども

- あいさつができる自信をもって生活する
- ・様々な環境に積極的に関わり、夢中になって遊ぶ

# 豊かな心を持った子ども

- ・周りに愛され、自分を肯定する気持ちを持つ
- ・ 興味関心をもち、自分なりに表現する
- 思いやりをもち、人とのつながりを大切にする



#### 1 施設 運営者

(1)施設名称 多賀城市八幡保育所

(2)所 在 地 宮城県多賀城市八幡2丁目3番13号

電話 022-367-5200(FAX 022-367-5200)

(3)所 長 名 國分 史乃

(4)設置・運営主体 多賀城市(公設公営)

(**5**) **開所・認可年月日** 昭和54年4月1日

(6)確認 年 月 日 平成27年4月1日

(7)事業所番号 0420951000058

(8)乳児保育開始 平成 8年4月1日

(9)延長保育開始 平成12年4月1日

(10) 入 所 定 員 90名

(**11**) 施 設 の 規 模 ・ 敷地面積 2,069.77 ㎡

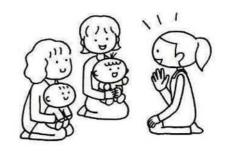
• 建物面積 618.03 m

• 構造 木造平屋建

• 園庭面積 975 m

#### (12) 室数等

区		分	室 数	備考
乳	児	室	1	つくし組
調	乳	室	1	
沐	浴	室	1	
ほ	151 <	室	1	
保	育	室	5	たんぽぽ組、どんぐり組、もみじ組、いちょう組、空き室
遊	戱	室	1	
静	養	室	1	
事	務	室	1	
調	理	室	1	
そ	の	他	_	便所、倉庫、元管理人室等



#### (13) 周辺環境

市の中心部に位置し、北東部にJR仙石線多賀城駅があり、南部は国道45号線と県道塩釜亘理線が横断し、沿道には商店街や工場地帯が形成されており、交通の便や買物等の生活環境は良好です。

また、保育所は、北西部を砂押川が貫流する閑寂な住宅地の中にあり児童 公園(八幡4号公園)も隣接しており、自然環境にも恵まれているところです。

#### (14) 利用定員

〇歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
9人	12人	12人	19人	19人	19人	90人

<sup>※</sup>実際の入所数は、お子さんの状況をみて、この定員を基準として、受入れ可能な人数としています。

#### 2 職員の配置など

#### (1)職員数

(単位:名)

職名	所長	主任	副主任	正規保育士	会計年度 任用 保育士	用務員	合計
人数	1	1	2	6	0	1	1 7

※保育士の人数は、お子さんの数や状況を見ながら、宮城県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守し、配置しています。そのため、上記人数と実際の配置数が異なる場合があります。

#### (2)職員の勤務体制

職種	勤 務 時 間
所長	7時 15 分から 19時 15 分の間の管理を必要とする時
	間
	正規職員:基本、8時30分~17時15分
主任	7時 15 分から 19時 15 分の間で所長が指定する時間
副主任、保育士	正規職員:7時間 45分
	会計年度任用職員:6時間または4時間程度
用務員	7時 15 分から 19時 15 分の間で所長が指定する時間
	正規職員:7時間 45 分
	会計年度任用職員:6時間程度

※ローテーションを組んで勤務しているため、それぞれの保育士の勤務時間は、毎日異なります。

#### 3 保育の内容

通常保育と延長保育を提供します。

#### (1)保育の開所日と開所時間

保育所の開所日は、月曜日から土曜日までです。

保育を提供する時間は、次の時間のうち<u>保護者が保育を必要とする時間</u>です。

7:15	9:00	17:00	18:15	19:00
延長保育①	保育短時間	延長保育①	延長保育②	
		T F C		

- ※1 標準時間、短時間の別は、お持ちの「支給認定証」に記載があります。
- ※2 延長保育①は、保育短時間の場合にのみ発生します。
- ※3 延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。
- ※4 延長保育②の開設日は月曜日~金曜日で、延長保育の申請が必要です。
- ※5 O歳児の延長保育②は、状況に応じ、月齢3か月程度から受入れを行います。

#### (2)保育所の休日

日曜日、国民の祝日(振替日含む)、年末年始(12月29日~1月3日) そのほか、災害などによって臨時で休所することがあります。

#### (3)給食の状況(栄養給与範囲等)

- ☆ 3歳未満児 → 昼食及びおやつ2回で1日分の摂取量の50%を給与
- ☆ 3歳以上児 → 昼食及びおやつ1回で1日分の摂取量の40%を給与 ◎不足しがちな栄養素(カルシウム、ビタミンA、ビタミンB2)については、1日分 の摂取量の50%を給与するよう配慮しています。

#### ☆ 概ねの食事時間

区分	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
3歳未満児	9:30~9:45	11:00~11:30	15:00~15:20
3歳以上児	_	11:20~12:00	15:00~15:20

- ☆ 食物アレルギー除去食等についても原則対応しています。
- ☆ 調乳、離乳食についても、1人ひとりの成長に応じ提供しています。
- ☆ 延長保育②については、18時15分くらいにおやつを 提供しています。
- ☆ 給食は、業務委託している民間事業者により提供 しています。

#### (4)地域活動

- 〇子どもたちがお年寄りの方に親しみを持ち、思いやりを育てる ことを目的として行います。
  - ・ 八 幡 地 区 福 寿 会 と の 交 流 ( 年 2 回 )
  - ・市内在住の独居老人との交流(年3回手作りカードを送る)
- ○地域の子育て家庭を支援することを目的として行います。
  - ・地域の親子が保育所の子どもたちと一緒に遊んだり、保育士と子育ての話をする。(年6回)

#### (5) その他主な保育の内容

☆ 行事

入所式(新入所児保護者)
個別懇談(年2回)
誕生会(毎月)
七夕会
園外保育
保育参観
保育士体験
運動会
おゆうぎ会
豆まき会
ひなまつり会
修了式(修了児保護者)
お別れ会

☆保健・衛生等

避難訓練(毎月)
内科・歯科健診(年2回)
身体測定(毎月)
交通安全教室(年3回)
栄養指導
はみがき指導(年1回)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

★ ★ 太 文 字 は保 護 者 参 加 の行 事 となります。★ ★ ★



#### 4 利用料金

#### (1)保育料

通常保育の保育料及び延長保育については、多賀城市が定める料金になります。

#### (2) 実費徴収金

・副食費 月額4,500円(3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん)※一部世帯のお子さんには、免除があります。

#### 5 安全管理など

#### (1)秘密保持

職員(退職者を含む。)が、お子さんやご家族の秘密を漏らすことがないよう、厳しく指導をしています。法に定めがある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。

ただし、市等が事務の執行上収集する場合やお子さんの安全を守るため緊急の場合は、この限りでありません。

もし、提供する場合は、提供先にも同じような管理を行わせます。

#### (2)嘱託医

本所は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### ア内科

医療機関の名称			ろ称 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	かくたこども&アレルギークリニック
医	院	長	名	角田 和彦
所	所 在		地	多賀城市中央1丁目16-8
電	話	番	伯	022-368-7717

#### イ 歯科

医療機関の名称			ろ称	なかよしデンタルクリニック
医	院	長	名	中野渡 晴子
所	在	=	地	多賀城市八幡1丁目2-18
電	話	番	号	022-366-8241

#### (3)緊急時の対応

お預かりしているお子さんの病状急変等の緊急事態が発生した場合には、 緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。緊急連絡先と連絡が速やかに行え ない場合には、お子さんの状態を最優先し、事前の連絡なく嘱託医に診療を 依頼することがあることを御承知おきください。

#### (4)児童虐待(DV)に対する措置

本所では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽に御相談 ください。

※家庭相談は市役所子ども家庭課家庭支援係022-368-1108

#### (5)要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

	• 窓口担当者	主任保育士:大澤 裕子			
ご利用相談	• 利用時間	8:30~ 18:30			
窓口	• 電話番号	保育所の番号と同じです。			
	担当者が不在の場合でも、ほかの職員が担当いたします。				
第三者委員	岡田 ひさ子	電話番号 022-362-4606			
第二百安貝 		役職 〈民生委員児童委員〉			
	宮城県子育て	電話番号 022-211-2529			
	社会推進課				
行政機関	多賀城市				
	子ども政策課	電話番号 022-368-1605			
	幼保支援係				

※本所では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った 保護者の特定や児童への差別的な取扱いを行いませんので、ご安心ください。

#### (6) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。	
	<ul><li>自動火災報知機 有・誘 導 灯</li></ul>	有
   防災設備	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置	有
以火或哺	・非常用電源 有 ・消火器	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有
避難·消火訓練	避難及び消火の訓練は,毎月1回以上実施します	۲.
備蓄等	<ul><li>非常用食糧</li><li>有・飲料水</li></ul>	有
川 開留寺	<ul><li>日用品 有 ・自家発電装置等</li></ul>	有

#### (7)避難場所難場所

ア 緊急時の避難場所

- •八幡4号公園(保育所隣)
- 八幡公民館(022-364-1820)
- イ 津波警報発令時の避難場所
  - ・八幡公民館(022-364-1820)に避難しますが、状況によっては末の松山に避難します。

緊急時連絡網「コドモン」にて保護者に連絡をします。

※避難する場合は、避難場所を門又は玄関にも掲示します。

#### 6 保険の種類・保険事故・保険金額

お子さんに関して、次の2種類の保険に加入しています。

こちらの記載は、概要となりますので、詳細についてお知りになりたいときは、 別途お問い合わせください。

#### (1)日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のけがや重大事故が
	起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払を行
	うものです。
支給金額	負傷、疾病:原則医療費相当額の 4/10
	障害見舞金:最大4,000万円~44万円
	死亡見舞金:最大3,000万円~1,500万円
	※法改正等により予告なく変更となることがあります。

※法令等の定めにより、保護者のみなさんからも加入同意の上、負担金として、児童一人につき年間240円をいただいています(生活保護受給世帯の負担はありません)。

※加入同意した保護者から請求があった場合に支払を行います。

ただし、治療に係る点数が低い場合、給付されないことがあります。

※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となる医療費については、子ども医療費助成の対象となりません。受診の際には、受給者証を使わずに医療費の自己負担額をお支払い下さい。

#### (2)全国市長会学校災害賠償保険

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	児童・保護者・住民の身体や財産に損害があり、施設の
	責任がある場合、その損害に対して損害賠償金の支払を
	行うものです((1)の日本スポーツ振興センター給付金
	の上乗せ保険となります。)。
支払限度額	身体賠償:1名につき1億円、1事故につき10億円
	財物賠償:1事故につき2,000 万円

#### 7 その他

#### (1)お子さんのオムツ廃棄

お子さんのオムツ廃棄については、本所で行います(保護者の皆様がお子さんの使用済みオムツを処分する手間を省くとともにトイレが清潔になり、お子さんたちが清潔な空間でトイレトレーニングを行なえるようになります。)。

#### (2)利用の終了に関する事項

次の場合には保育の提供を終了いたします。

- ア 利用児童が小学校に就学したとき
- イ 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給 要件に該当しなくなったとき
- ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### (3)保護者会

保護者会がございます。

詳細については、別途お知らせします。

#### (4)同意書の提出

入所にあたっては、以下の項目に対する同意書が必要です。

なお、①及び②の同意書は必ず提出してください(<u>提出がない場合は入所</u>できません。)。

また、③の同意書の提出は任意ですが、内容の趣旨をご理解いただき、円滑な保育所運営に必要な内容ですので、ご同意いただきますようお願いいたします。

- ① 八幡保育所重要事項説明同意書
- ② 八幡保育所実費徵収同意書
- ③ 個人情報使用同意書

※入所の決定は、これらの同意書の提出を受けた後、市での内容審査等を経て、市から通知がなされます。

